

答 申 書
(答申第52号)
平成19年5月7日

1 審査会の結論

ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会、同幹事会に係る会議資料の別紙1の表に掲げる非開示部分のうち、異議申立てのあった同表の右欄に掲げる文書を非開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、平成18年4月～6月及び7月～10月に開催されたすべての「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会、同幹事会」の会議資料及び議事概要である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、別紙1の表の左欄に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報又は同条同項第5号に規定する非開示情報（以下「5号情報」という。）に該当するとして、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件諮問事案に係る別紙3の2件の異議申立ては、いずれも同一人からの開示請求であって、「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会、同幹事会」に関する会議資料に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分により非開示とされたうち、5号情報により非開示とされた文書（以下「本件文書」という。）の開示を求めていることから、本件文書を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 5号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第5号は、道と国、独立行政法人等若しくは地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、本件文書については、道及び沿線自治体等において、北海道ちほく高原鉄道(株)の清算やバス定期運賃差額補助についての協議を行うための資料として、道が作成したものであり、一定の成案を得る前の段階でこれらを開示することは当該協議の趣旨に反し、道と沿線自治体等との協力関係が著しく損なわれ、当該協議の適

正な執行に支障が生ずると認められる旨主張する。

ウ 5号情報の「国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報」とは、道と国等との間において、法令等に基づき、若しくは任意に行われる協議により、又は国等からの依頼、照会等により実施機関が自ら作成し、又は他から入手した情報をいうとされている。

また、「開示することが当該協議及び依頼の条件又は趣旨に反し」とは、道と国等との間における協議又は国からの依頼に際して開示しないこととする情報が特定されている場合はもとより、当該協議又は依頼の趣旨、目的、情報の内容等からその情報を開示するべきでないと認められる情報を開示することをいうとされている。

さらに、「国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの」とは、開示することにより道と国等との間における協力関係が著しく損なわれることによって、当面又は将来にわたって当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められる情報をいうとされている。

本件文書のうち、北海道ちほく高原鉄道(株)の清算に係る資料については、同法人の会社清算の円滑な処理に対する協力・支援を行うため、道及び沿線自治体等の協議資料として実施機関が作成したものであるが、あくまでも仮定の考え方や試算であり、同社の清算は、清算人会において決定されることから、これが公になることにより道と沿線自治体等との協力関係が著しく損なわれ、当該協議に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められる。

また、バス定期運賃差額補助に係る資料については、同補助の協議を行うため、道及び沿線自治体等の協議資料として実施機関が作成したものであるが、あくまでも仮定の考え方であり、同補助については、対応が決定されていないことから、これが公になることにより道と沿線自治体等との協力関係が著しく損なわれ、当該協議に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められる。

したがって、本件文書は、5号情報に規定する非開示情報に該当するものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年9月25日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成19年1月29日	
平成18年10月3日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号44） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成18年10月25日	○ 異議申立人から意見書の提出（諮問番号44）
平成18年11月6日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取（諮問番号44） ○ 審議
平成19年1月31日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号55） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成19年2月5日 （第三部会）	○ 審議（諮問番号44）
平成19年2月20日	○ 異議申立人から意見書の提出（諮問番号55）
平成19年3月5日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取（諮問番号55） ○ 審議（諮問番号44、55）
平成19年4月13日 （第三部会）	○ 審議（諮問番号44、55）
平成19年4月26日 （第20回審査会）	○ 答申案審議
平成19年5月7日	○ 答申

別紙 1

諮問番号 4 4

対 象 公 文 書	非 開 示 と し た 部 分	異 議 申 立 て の 対 象 情 報	該 当 条 項
1 第 1 0 回 ふ る さ と 銀 河 線 沿 線 自 治 体 等 連 絡 協 議 会 幹 事 会 の 概 要	—	—	—
2 第 1 0 回 ふ る さ と 銀 河 線 沿 線 自 治 体 等 連 絡 協 議 会 幹 事 会 資 料	出席者名簿の北海道北見バス (株) 及び十勝バス (株) の職員の 役職及び氏名	—	条例第10条 第 1 項 第 1 号
3 第 1 1 回 ふ る さ と 銀 河 線 沿 線 自 治 体 等 連 絡 協 議 会 の 概 要	—	—	—
4 第 1 1 回 ふ る さ と 銀 河 線 沿 線 自 治 体 等 連 絡 協 議 会 資 料	会社清算に伴う資産 (土地) 処分 ・ 施設撤去の進め方について (案)	同左	条例第10条 第 1 項 第 5 号

諮問番号 5 5

対 象 公 文 書	非 開 示 と し た 部 分	異 議 申 立 て の 対 象 情 報	該 当 条 項
1 第 1 1 回 ふ る さ と 銀 河 線 沿 線 自 治 体 等 連 絡 協 議 会 幹 事 会 の 概 要	—	—	—
2 第 1 1 回 ふ る さ と 銀 河 線 沿 線 自 治 体 等 連 絡 協 議 会 幹 事 会 資 料	出席者名簿の北海道ちほく高原鉄 道 (株) の職員の役職及び氏名 (総 務部長及び総務部次長を除く)	—	条例第10条 第 1 項 第 1 号
	会社清算に伴う資産処分の進め方 について (案)、資産処分に係る検 討事項について (案)、橋りょう撤 去の取扱い	同左	条例第10条 第 1 項 第 5 号
3 第 1 2 回 ふ る さ と 銀 河 線 沿 線 自 治 体 等 連 絡 協 議 会 幹 事 会 の 概 要	—	—	—
4 第 1 2 回 ふ る さ と 銀 河 線 沿 線 自 治 体 等 連 絡 協 議 会 幹 事 会 資 料	出席者名簿の北海道ちほく高原鉄 道 (株) の職員の役職及び氏名 (総 務部長及び総務部次長を除く)	—	条例第10条 第 1 項 第 1 号
	自治体への資産一括処分の考え方 について (案)、ふるさと銀河線代 替バス定期運賃差額補助の今後の取 扱いについて (案)	同左	条例第10条 第 1 項 第 5 号
5 第 1 2 回 ふ る さ と 銀 河 線 沿 線 自 治 体 等 連 絡 協 議 会 の 概 要	—	—	—
6 第 1 2 回 ふ る さ と 銀 河 線 沿 線 自 治 体 等 連 絡 協 議 会 資 料	出席者名簿の北海道ちほく高原鉄 道 (株) の職員の役職及び氏名 (総 務部長及び総務部次長を除く)	—	条例第10条 第 1 項 第 1 号
	自治体への資産一括処分の考え方 について (案)、ふるさと銀河線代 替バス定期運賃差額補助の今後の取 扱いについて (案)	同左	条例第10条 第 1 項 第 5 号

別紙3

本件諮問事案に係る公文書の一部開示決定処分に対する異議申立て一覧

整理 番号	開示請求 年 月 日	処 分 年 月 日 等	異議申立 年 月 日	諮問 番号	異 議 申 立 て の 対 象 公 文 書
1	平成18年 7月3日	平成18年7月14日 付け交企第146号	平成18年 9月12日	4 4	<ul style="list-style-type: none"> ・第11回ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会資料のうち ①会社清算に伴う資産(土地)処分・施設撤去の進め方について(案)
2	平成18年 11月5日	平成18年11月17日 付け交企第232号	平成19年 1月16日	5 5	<ul style="list-style-type: none"> ・第11回ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会幹事会資料のうち ①会社清算に伴う資産処分の進め方について(案)、資産処分に係る検討事項について(案)、橋りょう撤去の取扱い ・第12回ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会幹事会資料のうち ②自治体への資産一括処分の考え方について(案) ③ふるさと銀河線代替バス定期運賃差額補助の今後の取扱いについて(案) ・第12回ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会資料のうち ④自治体への資産一括処分の考え方について(案) ⑤ふるさと銀河線代替バス定期運賃差額補助の今後の取扱いについて(案)